

◎新潟県告示第475号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
塚野目診療所	三条市塚野目2丁目9-54	令和元年9月30日
メッツ薬局	三条市東本成寺12番41号	令和元年9月1日
医療法人社団 会田医院	柏崎市東本町二丁目2番31号	令和元年9月30日
城北クリニック	新発田市中曾根町1丁目3番25号	令和元年8月31日
結城医院	小千谷市旭町1-22	令和元年8月19日
岡村歯科医院	南魚沼市塩沢24-6	令和元年8月31日